令和2年度 群馬県立吾妻中央高等学校 部活動方針

令和2年4月

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 本年度の部活動

- (1)活動の目標
 - ①各部員、顧問等で統一した目標設定を行い、お互いを尊重し合いながら目標達成に向けて 取り組みをすすめる。
 - ②自己研鑽に努め、常に向上心を持って取り組みをすすめる。
 - ③様々な活動を通して、自身を成長させることができるように取り組み、他生徒の模範となるような行動を常に心がける。
 - ④保護者、地域住民、OB、OG、指導者等の支援に感謝し、応援を得られるような行動を常に心がける。

(2) 本年度設置する部活動

運動部13部、文化部15部を設け、それぞれ顧問教師1名以上、生徒に部長、副部長各1名をおく。

【運動部】

陸上競技部、硬式野球部(男子のみ)、ソフトテニス部、バレーボール部、バスケットボール部、ソフトボール部(女子のみ)、卓球部、剣道部、登山部、サッカー部(男子のみ)、空手道部、弓道部、ダンス部

【文化部】

植物科学研究部、動物科学研究部、食品科学研究部、環境工学研究部、福祉研究部、音楽部、合唱部、理科部、写真部、JRC部、家庭科部、美術部、 英語部、茶道部、演劇部

(3)活動日及び活動時間

- ①週当たりの休養日の設定
 - ・原則週1日以上の休養日を設定する。(詳細は各部活動ごとの活動計画による) ※大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。 ※定期試験期間中に活動を行う際は、「定期試験中における活動届け」を提出する。

- ②長期休業中の休養日の設定
- ・学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。(詳細は各部ごとの活動計画による)

③活動時間

- ・合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で練習を終える。
- ・学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、3時間程度で活動を終える。

④朝練習

- ・朝練習を行う場合は、通学距離や登校等を十分に配慮した上で実施する。
- 活動時間については、原則7:50~8:40の間で設定する。

3 経費

- (1)活動に当たる経費を生徒会費から補助する。
- (2) 各部において部費を徴収する場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成して出納管理を厳正に行い、年度末に会計報告をする。 監査は教頭または保護者代表が行う。

4 部活動への入部・退部

(1) 入部について

担任から入部届を受け取り、必要な手順を踏んで顧問に提出する。

- ○2,3年生の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。
 - ①担任から入部届を受け取る。
 - ②必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
 - ③顧問に入部届を提出し、承諾印をもらう。
 - ④保護者印、顧問印の押印された入部届を、担任が生徒会に報告の後、保管する。
- ○1年生の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。
 - ①部活動説明会を聞く。
 - ②体験入部(仮入部)をする。
 - ③担任から入部届を受け取る。
 - ④必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
 - ⑤顧問に入部届を提出し、承諾印をもらう。
 - ⑥保護者印、顧問印の押印された入部届を担任が生徒会に報告の後、保管する。
- (2) 退部について

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後、顧問から退部届を受け取り、担任と保護者に承諾の上、承諾印をもらい、顧問に提出する。

5 参加する大会等の精選

体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

6 部活動運営

(1) 外部指導者

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、 負担軽減のためにも、校長の了解のもと、(部活動指導員や)外部指導者を活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担 を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

※令和2年度スポーツエキスパート事業活用部活動[ソフトテニス部、弓道部、剣道部] ※令和2年度その他外部指導者[陸上競技部、ダンス部、茶道部]

(2) 部活動検討委員会

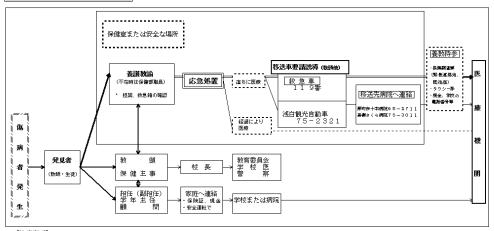
適切に部活動を実施するため、職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者、 地域医療関係者等で組織する部活動検討委員会を設置する。設置にあたっては、学校評議 員会などを活用する。

委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。

7 安全管理

- (1) 生徒の健康状態を十分把握し、無理のない活動となるよう、活動場所や気象条件等を考慮しながら活動にあたることができるよう計画をする。
- (2) 各顧問は、活動場所の安全が確保されるよう事前確認を行う。また、活動前の準備や片付けについても立ち合うことを原則とする。(やむを得ず生徒のみで準備を進める必要がある場合は、必ず安全面に関する指導を顧問が行うようにする。)
- (3) 安全管理には十分留意すると共に、危機管理マニュアル等を参考に、迅速な対応を行うことができるよう、関係する者に事前に周知しておく。(保護者との連絡についても同様に対応することができるように準備しておく。)
- (4) 合宿や遠征等、普段と違う環境下で活動を行う際は、生徒の負担が過剰になることが無いよう計画し、必要に応じて休養をとらせるようにする。
- (5) 生徒の健康管理や、活動場所の安全管理等に変化が生じた場合は、必要に応じて保護者や 管理職、担任、養護教諭、安全管理責任者等と連携し、二次災害につながることがないよう に配慮する。

傷病者発生時の緊急連絡体制



【注意事項】 ・ 移送が必要な場合は原則としてタクシーか保護者の車を利用する。緊急の場合には救急車を依頼する。 ・ 医療機関の選択は原則として保護者あるいは本人の意向に従う。

8 その他

- (1) 地域に根ざした学校づくりを進めるために
 - ・HP 更新や近隣中学校との連携に努めるようにする。
 - ・生徒の出身地域で発行する広報誌等への情報提供や、各地域行事への参加についても、校 長と協議の上積極的に行うようにする。
- (2) 新型コロナウイルス感染防止対策については、県・保健所等の指示に従い、その都度適切に対処する。